

通学路等における子どもの安全確保のための指針

項 目	頁
通則	・・・ 62
目的	
基本的な考え方	
防犯の基本原則	・・・ 63
具体的な方策等	
安全教育の充実	・・・ 64
(1) 子どもによる「地域安全マップ」等の作成	
(2) 各種訓練の実施	
学校等における子どもの危害防止活動	
(1) 学校等の対策	
(2) マニュアル等の策定	
(3) その他	
家庭における子どもの危害防止活動	・・・ 65
学校等，保護者，地域及び関係団体との連携	
通学路等における安全な環境の整備基準	・・・ 66
見通しの確保	
照度の確保	
緊急避難場所	
防犯設備	

第1 通則

1 目的

この指針は、鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成18年鹿児島県条例第76号）第14条第3項の規定に基づき、子どもの通学、通園、通所及び通塾等の用に供されている道路及び子どもが日常的に利用している公園、広場等（以下「通学路等」という。）について、必要な方策等を定めることにより、通学路等における子どもの安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 指針の対象、位置づけ

この指針は、学校、児童福祉施設及び学習塾（以下「学校等」という。）の管理者、通学路等の管理者、子どもの保護者及び地域住民等に対して、通学路等における子どもの安全を確保するための望ましい具体的な方策等を示したものである。

(2) 指針の適用

この指針は、関係法令、通学路等の整備状況、地域住民等の意見等を考慮し、地域の実情等に配慮して適用するものとする。

(3) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

通学路等で発生する犯罪を防止するため、次の3点の基本原則から防犯性の向上について検討し、通学路等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

(1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）

周囲から見通しが確保されることによって、犯罪企図者（注1）が近づきにくい環境を確保する。

(2) 周辺居住者の共同意識の向上（領域性の強化）

周辺居住者が「わがまち意識」を持つことにより帰属意識を高め、コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動が活発に行われることによって、犯罪の起きにくい領域を確保する。

(3) 緊急時の防犯体制の確立（接近の制御）

防犯ブザー等の防犯機器や防犯設備の整備拡充、「子ども110番の家」等「緊急避難場所」の確保など子どもに対する安全対策を強化することによって、犯罪の防止を図る。

第2 具体的な方策等

1 安全教育の充実

子どもが通学路等において犯罪の被害に遭わないための知識の習得，危険予測能力の育成のため，以下のような取組を実施する。

(1) 子どもによる「地域安全マップ」等の作成

- ・ 人家や人通りが少ない通学路等や廃屋・空き家等の危険箇所
- ・ 暗く人目に付きにくい地下道やガード下など特に安全上注意を払うべき場所
- ・ 誰もが入りやすく，犯罪が起きても気付きにくい死角となる駐車場等
- ・ 樹木が多くて暗い神社・仏閣や人気のない墓地等
- ・ 落書きやゴミ等が散乱している場所
- ・ 「子ども110番の家」，「かけこみ110番」等の緊急避難場所
- ・ 交番，駐在所等の警察施設等いざという時に逃げ込める場所

(2) 各種訓練の実施

- ・ 定期的に集団下校を実施し，その機会を利用して「地域安全マップ」に基づいた子どもへの指導を行う。
- ・ あらゆる機会を通じて「危険予知トレーニング」を行う。
- ・ 「子ども110番の家」等の緊急避難場所への駆け込み訓練や不審者対応訓練を行う。
- ・ 防犯ブザーの活用練習や大声を上げるなどの防犯訓練を行う。

2 学校等における子どもの危害防止活動

学校等の設置者及び管理者は，子どもが通学路等で犯罪の被害に遭わないよう，以下のような取組を実施する。

(1) 学校等の対策

- ・ 学校等の教職員（以下「教職員等」という。）やスクールガードによる登下校時，通塾等における通学路等の巡視を行う。
- ・ 登下校時の校門での観察，指導を行う。
- ・ 通塾時の施設玄関入口等での観察，指導を行う。
- ・ 保護者との緊密な連絡体制を確立する。

(2) マニュアル等の策定

- ・ 緊急時の警察等への通報及び登下校時間帯のパトロールの強化要請
- ・ 情報内容に応じた集団登下校の実施など登下校方法の決定
- ・ 保護者に対する連絡体制の確立
- ・ 注意喚起文書等の配布や掲示など速やかな周知体制の整備
- ・ 防犯標語看板の設置など防犯意識の高揚
- ・ 地域内の学校等における情報提供体制の整備
- ・ 教職員等の役割分担

(3) その他

- ・ 子どもへ防犯ブザー等を携帯させる。
- ・ 保護者との緊密な連絡体制を確立する。

3 家庭における子どもの危害防止活動

保護者は、子どもが犯罪の被害者にならないよう成長段階に応じて、以下のような取組を実施する。

- ・ 「我が家のルール」(注2)を策定する。
- ・ 入学時、新学期等に、子どもの通学路の確認、危険箇所の把握と不審者への対処要領などの指導を行う。
- ・ 買物等外出時を利用し、子どもに対する自宅付近の危険箇所及び「子ども110番の家」等の緊急避難場所、避難方法等を教示する。
- ・ 近所に対して、子どもの安全確保に関する依頼を行う。
- ・ 通塾時の子どもの送迎は、塾関係者や保護者が行う。

4 学校等、保護者、地域及び関係団体（PTA、自治会等）との連携

学校等、保護者、地域及び関係団体と連携し、子どもの安全につながるよう以下のような取組を実施する。

- ・ 教職員等やスクールガードによる定期的な登下校時の校外指導を行う。
- ・ 「子ども110番の家」等との連携を強化するほか、警察と新たな委嘱先について協議する。
- ・ 通学路等周辺の廃屋・空き家等の安全点検を実施する。
- ・ 地域住民が不審者を発見した場合の警察、学校等への通報を依頼する。
- ・ 警備業者、地域の防犯ボランティアとの連携を強化する。
- ・ 地域住民等による子どもへのあいさつや声かけ運動、通学路での「見守り活動」等を推進する。
- ・ 子どもとの合同清掃活動等を利用した、危険箇所の改善に向けた取組を行う。

第3 通学路等における安全な環境の整備基準

学校等の管理者は、通学路等が安全な環境となるよう、校区における関係機関、通学路等の管理者、防犯ボランティア、保護者及び地域住民等の協力を得て、以下の基準により整備が図られるようにする。

1 見通しの確保

- ・ 住宅、道路など周囲からの見通しを確保する。
- ・ 死角となる物件又は箇所がある場合は、死角を解消するためのミラー等の設備を整備する。
- ・ 周囲からの見通しを妨げる植栽の下枝等については、居住者等に剪定等を依頼する。

2 照度の確保

照明設備により、夜間において極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度（注3）を確保する。

3 緊急避難場所

通学路等の周辺に「子ども110番の家」、「かけこみ110番」等の緊急避難場所を設ける。

4 防犯設備

地下道、公園のトイレなど暗く、かつ、人目に付きにくい場所や犯罪の発生状況から特に犯罪の防止に配慮すべき場所においては、非常ベル、赤色灯等の防犯設備を設ける。

（注1）「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

（注2）「我が家のルール」とは、各家庭独自で、「遊びに行く際の帰宅時間の設定」や「外出時の行き先等の連絡」など防犯に関する決まりを取り決めたものをいう。

（注3）「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（地面における平均照度）が概ね3ルクス以上のものをいう。